

小型家電リサイクル法の本格施行に向けた取組について

平成25年7月

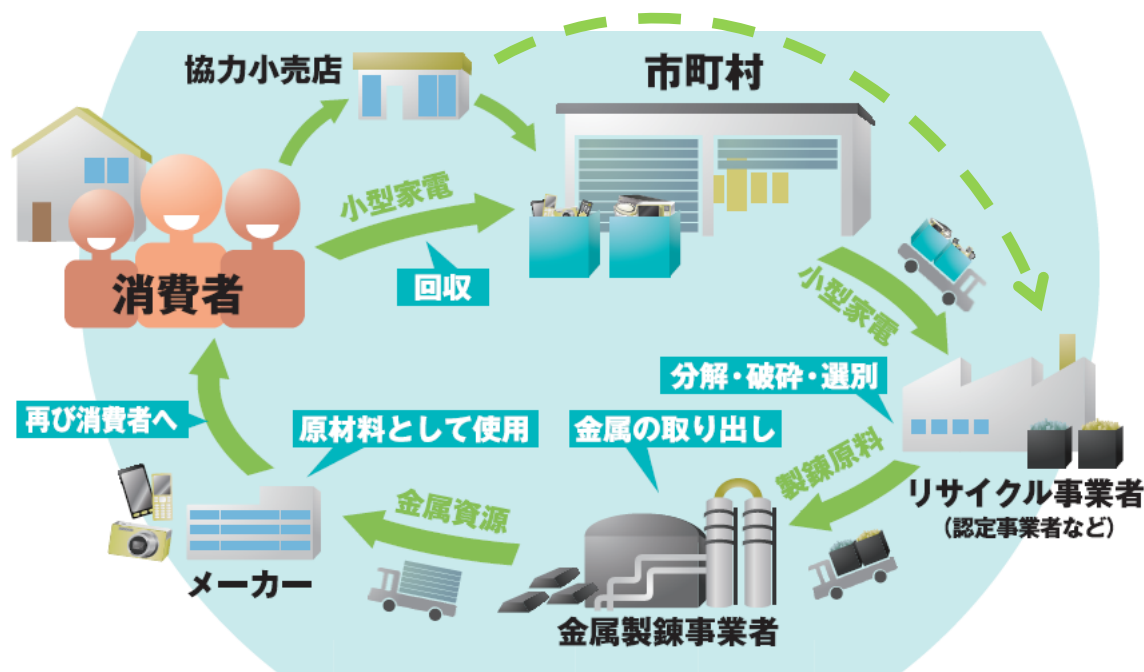
1 小型家電リサイクル法（※）の対象品目

（※）正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
平成24年8月公布、平成25年4月施行



- ・一般家庭で使用される電気や電池で動く家電製品が広く対象
- ・左記のほか、電子レンジや掃除機など、100品目以上の小型家電が対象
- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機の4品目は「家電リサイクル法」の対象品目

我が国で1年間に発生する使用済みの小型家電は65万トン。そのうち、金や銅などの有用金属は28万トン（金額換算すると844億円）と推計。（いわゆる「都市鉱山」）



2 市町村の本制度への参加意向

- 使用済小型家電の収集に主な役割を持つ市町村に対して、この制度に参加して使用済小型家電の収集を行う意向かどうかアンケート調査を実施し、結果を6月28日に公表。
- 75%の市町村が参加に積極的な意向で、平成24年11月の調査時（34%）から大幅増。

	実施中	実施に向けて調整中	どちらかという と実施方針	どちらかという と実施しない方針	実施しない
今回調査	343 (20%)	293 (17%)	669 (38%)	331 (19%)	106 (6%)
H24.11 調査	(実施予定あり) 185 (11%)	390 (23%)	515 (30%)	590 (35%)	

3 リサイクル事業者の認定

- 小型家電リサイクル法に基づき、市町村等から小型家電を引き取り、有用金属の再資源化を実施するリサイクル事業者について、6月28日に、環境大臣及び経済産業大臣により14社を第1次認定し、公表。



小型家電

大臣認定 000000

認定された事業者が
表示できるマーク

事業者の認定制度

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
- ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。